

ID: 4

担当部署: 総務課

処分の概要	公開請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町情報公開条例 第10条第1項
例 規 番 号	平成10年 条例第3号
<p>【根拠条文】</p> <p>(公開請求に対する決定等)</p> <p>第十条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求があつた日から起算して十五日以内に当該公開請求に係る公文書を公開するか否かを決定しなければならない。</p> <p>【基準】</p> <p>第5条から第8条までの規定による。</p> <p>(公文書の公開を請求することができるもの)</p> <p>第五条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対し、公文書(第四号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る公文書に限る。)の公開を請求することができる。</p> <p>一 町内に住所を有する個人</p> <p>二 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体</p> <p>三 町内に所在する事務所又は事業所に勤務する個人</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に具体的な利害関係を有する個人、法人その他の団体</p> <p>2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから公文書の公開の申出があつた場合においても、公文書の公開に努めるものとする。</p> <p>(公文書の公開義務)</p> <p>第六条 実施機関は、前条第一項に規定する公開の請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>一 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報</p> <p>二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令又は条例の規定により何人も閲覧することができる情報</p> <p>イ 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報</p> <p>ウ 法令又は条例の規定により行われた許可、認可、届出その他これらに相当する行為の際に実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要と認められるもの</p> <p>三 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれのある危害から個人の生命、身体又は健康を保護するため公開することが必要と認められる情報</p> <p>イ 違法又は著しく不当な事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれのある支障から個人の財産又は生活を保護するため公開することが必要と認められる情報</p>	

- ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報で、公開することが公益上必要と認められるもの
- 四 町の機関内部若しくは機関相互又は町の機関と国等(国、他の地方公共団体又は公共的団体をいう。以下同じ。)の機関との間における審議、調査、検討その他の意思形成過程における情報で、公開することにより公正又は円滑な意思形成に支障を生ずるおそれがあると認められるもの
- 五 町の機関又は国等の機関が行う争訟、交渉、監査、検査、取締り、入札、試験、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報で、公開することにより当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的を失わせ、又は公正若しくは円滑な執行が著しく妨げられるおそれがあると認められるもの
- 六 町の機関と国等の機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの
- 七 公開することにより個人の生命又は身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報

(部分公開)

第七条 実施機関は、請求に係る公文書が前条各号に掲げる情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、当該公開しない情報の部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該部分を除いて公文書を公開するものとする。

(公益上の理由による裁量的公開)

第八条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第六条第一号に規定する情報を除く。)が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該情報の公開をすることができる。

<b>標準処理期間</b>	公開請求があつた日から起算して15日以内（やむを得ない理由により当該期間内に決定をすることができないときは、当該期間を延長可）(第10条第1項及び第4項)		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 22 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日